

未了件目参考資料
2009.5.22

容積率制限規定違反の是正方法等について

H21.5.21 現在

(株)ユーピーから提出された是正計画書で報告されている是正内容)

名 称	是正内容	違反建築物容積率／確認申請時容積率*
1 UB 21 梅田	全面解体。(完了)	1. 9 6
2 UB 21 西梅田	6階撤去により是正。(完了)	1. 2 2
3 UB 21 中津	全面解体予定。	3. 2 1
4 UB 21 東三国	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (11、12階住戸、地下室を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 1 8
5 UB 21 新大阪	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (1階を駐輪場とし、13階住戸、他階の住戸の一部を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 3 7
6 UB 21 三国30	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (1階を駐輪場とし、住戸の一部、地下室を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 3 9
7 UB 21 姫島Ⅰ・Ⅱ	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (1階を駐輪場とし、住戸の一部を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 2 5
8 UB 21 野田29	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (1階を駐輪場とし、住戸の一部を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 8 7
9 UB 21 大国町	建築物の一部を容積率対象とならない用途へ変更。 (1階を駐輪場とし、住戸の一部、地下室を開口部の溶接等により閉鎖する。)	1. 4 3
10 UB 21 難波28	是正計画調整中。	2. 2 7
11 UB 21 難波南	容積率制限違反なし。	0. 9 8

*建築計画概要書による